

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 150 号）」が本日公布され、平成 28 年 1 月 1 日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨（介護保険法施行規則部分に限る。）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号。以下「番号利用法整備法」という。）の施行に伴い、  
①個人番号の取得・確認を行うため、介護保険法施行規則に基づく資格取得の届出等の申請事項に個人番号を追加し、  
②番号利用法に基づく条例の規定による同一自治体における庁内連携により、厚生労

働省所管の各制度の事務において添付書類等を省略可能とする  
といった規定の整備を行う。

## 第2 個人番号が追加される申請事務一覧（括弧内は、介護保険法施行規則の根拠条文）

- ・資格取得の届出等（第23条）
- ・住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出（第25条）
- ・被保険者証の交付（第26条）
- ・被保険者証の再交付及び返還（第27条）
- ・負担割合証の交付等（第28条の2）
- ・氏名変更の届出（第29条）
- ・住所変更の届出（第30条）
- ・世帯変更の届出（第31条）
- ・資格喪失の届出（第32条）
- ・要介護認定の申請等（第35条）
- ・要介護更新認定の申請等（第40条）
- ・要介護状態区分の変更の認定の申請等（第42条）
- ・要支援認定の申請等（第49条）
- ・要支援更新認定の申請等（第54条）
- ・要支援状態区分の変更の認定の申請等（第55条の2）
- ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請（第59条）
- ・介護保険法施行令第22条の2項6項の規定の適用の申請（第83条の2の3）
- ・高額介護サービス費の支給の申請（第83条の4）
- ・高額医療合算サービス費の支給の申請（第83条の4の4）
- ・特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定（第83条の6）
- ・特定入所者の負担限度額に関する特例（第83条の8）
- ・介護保険法施行令第29条の2の2第6項の規定の適用の申請（第97条の2の2）
- ・高額介護予防サービス費の支給の申請（第97条の2の3）
- ・医療保険者からの情報提供（第110条）

## 第3 留意点

- （1）被保険者からの届出に係る事項のうち、届出人に関する記載事項（介護保険法施行規則第33条第1項及び第171条第2項）については、個人番号を記載する必要はない。
- （2）法令で申請に係る記載事項が定められており、今般個人番号を追加する申請のうち、通知で様式例を示している申請書（①）及び法令で届出に係る記載事項は定められていないが、通知で様式例を示している届出書（②）については、本日付で別途様式例の改正版をお示しするので、参照されたい。

- ①・「高額介護医療合算介護サービス費支給申請書」
  - ・「介護保険負担限度額認定申請書」
  - ・「介護保険基準収入額適用申請書」
  - ・「介護保険 要介護認定申請・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 申請書」
  - ・「介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書」
  - ・「介護保険 サービスの種類指定変更申請書」
- ②・「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」
  - ・「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」
  - ・「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」

(3) 申請等に係る記載事項が法令で定められており個人番号が今般追加されたが、様式例は通知で示していない（ただし、制度創設当時やこれまでの全国介護保険担当課長会議等では示している）申請書等は、少なくとも以下が考えられる。当該申請書等について、市町村独自に申請書の様式を定めている場合には、当該申請書にも個人番号欄を追加されたい。

- ・「介護保険資格取得・異動・喪失届」
- ・「介護保険 被保険者証交付申請書」
- ・「介護保険 被保険者証等再交付申請書」
- ・「介護保険 住所地特例 適用・変更・終了届」
- ・「介護保険特定負担限度額認定申請書」（旧措置入所者に関する認定申請）
- ・「介護保険 高額介護（予防）サービス費支給申請書」

(4) 申請に係る記載事項が法令で定められておらず、また、通知等で様式例をお示ししていない（ただし、制度創設当時やこれまでの全国介護保険担当課長会議等では示している）申請書は、少なくとも以下が考えられる。当該申請書について、市町村独自に様式を定めている場合には、当該申請書にも個人番号の追加が考えられる。

- ・「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」
- ・「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」
- ・「介護保険居宅介護（予防）サービス費等支給申請書（償還払用）」
- ・「介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）」
- ・「介護保険料減免・徴収猶予申請書」
- ・「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」
- ・「介護保険支払い方法変更（償還払い）終了申請書」
- ・「介護保険給付額減額免除申請書」
- ・「介護保険利用者負担額減額・免除等申請書」（旧措置入所者に関する認定申請）

(5) 介護保険事務に係る個人番号の利用に関する留意点などをまとめた事務連絡については、10月中を目途に発出予定である。

#### 第4 施行期日

番号利用法附則第1条第4号の政令で定める日（平成28年1月1日）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第三十二条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「及び従前の住所」を、「従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改め、同条第三号中「及び生年月日」を、「生年月日及び個人番号」に改める。

第二十五条第一項第二号中「及び従前の住所」を、「従前の住所及び個人番号」に改め、同項第五号中「及び生年月日」を、「生年月日及び個人番号」に改める。

第二十六条第二項中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第二十七条第一項第一号及び第二十八条の二第四項第一号中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改める。

第二十九条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 個人番号

第三十条第四号中「生年月日」の下に、「個人番号」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号

第三十一条第四号中「生年月日」の下に、「個人番号」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号

第三十二条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 個人番号

第三十五条第一項第一号中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第三十七条中「掲げる事項」の下に「個人番号を除く。」を加える。

第四十条第一項第一号中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第四十二条第一項第一号中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第四十九条第一項第一号中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第五十一条中「掲げる事項」の下に「個人番号を除く。」を加える。

第五十四条第一項第一号中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第五十五条の二第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

第五十九条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

第八十三条の二の三第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第八十三条の四第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の四の四第一項第一号中「住所」の下に「個人番号」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「個人番号」を加える。

第八十三条の六第一項第二号及び第七項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の八第二項第一号及び第九十七条の二の二第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第九十七条の二の三第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第一百十条第二項中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が前項に定める事項を公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第三十三条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「及び従前の住所」を「従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改め、同項第五号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第二十八条の二第四項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第五十九条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

第八十三条の二の三第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第八十三条の四第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の四の四第一項第一号中「住所」の下に「個人番号」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「個人番号」を加える。

第八十三条の六第一項第二号及び第七項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の八第二項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。